

		事業年度等	法人名		
法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 <small>(1)と800万円×$\frac{1}{12}$のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)</small>	49	000	(49)の15%又は19%相当額	52	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 <small>(1)-10億円×$\frac{1}{12}$</small>	50	000	(50)の22%相当額	53	
その他の所得金額 <small>(1)-(49)-(50)</small>	51	000	(51)の19%又は23.2%相当額	54	
地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額 <small>(29)</small>	55	000	(55)の10.3%相当額	57	
課税留保金額に対する法人税額 <small>(30)</small>	56	000	(56)の10.3%相当額	58	
この申告が修正申告である場合の計算					
法人申告税額の計算	課税留保金額	61	所得の金額に対する法人税額	67	
			課税留保金額に対する法人税額	68	
			課税標準法人税額 <small>(67)+(68)</small>	69	000
			確定地方法人税額	70	
<p>【No.9】 地方法人税額の計算につき、55～58欄により計算していますか。</p>					
<p>【No.10】 通算グループ内のいずれかの法人の資本金の額又は出資金の額が1億円超である場合、軽減対象所得金額以下の金額について、軽減税率を適用していませんか。 また、通算グループ内のいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合、軽減対象所得金額以下の金額について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。</p>					
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	65	この申告により納付すべき地方法人税額 <small>((41)-(70))若しくは((41)+(71)+(72))又は(((71)-(44))+((72)-(44の外書)))</small>	73	00
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	66			
土地譲渡税額の内訳					
土地譲渡税額 <small>(別表三(二)「27」)</small>	74	0	土地譲渡税額 <small>(別表三(三)「23」)</small>	76	00
同上 <small>(別表三(二の二)「28」)</small>	75	0			
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算					
外国税額 <small>(別表六(二)「57」)</small>	77		なかつた金額 <small>-(78)</small>	79	
控除した金額 <small>(38)</small>	78				

【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.9】 77欄の金額は、別表六(二)の57欄の金額と一致していますか。